

下関市立大学附属地域共創センター運営委員会規程

平成 23 年 3 月 1 日

規 程 第 10 号

改正 平成 26 年 4 月 22 日規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学附属地域共創センター運営規程（平成 20 年規程第 13 号。以下「規程」という。）第 6 条の規定に基づき設置される地域共創センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 規程第 3 条各号に規定する業務に関すること。
- (2) その他地域共創センターの運営に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 地域共創センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 規程第 5 条第 2 項に規定する副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 規程第 5 条第 4 項に規定する各部門の部門長（ただし副センター長を除く。）
- (4) 地域貢献に関する科目を担当する特任教員
- (5) 経営企画グループ長
- (6) 経営企画グループ地域共創班長
- (7) センター長が指名する者

(任期)

第 4 条 前条第 7 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員会の副委員長は、副センター長をもって充てる。

(議長)

第 6 条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長は特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第9条 会議は、議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経営企画グループ地域共創班において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月22日規程第8号)

この規程は、平成26年4月22日から施行する。